# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称: 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律案

規制の名称:集約酪農地域内における草地の形質変更の届出を不要とする特例の設定

規制の区分:新設、改正(拡充、緩和) 廃止 ※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

評価実施時期: 令和3年11月~令和4年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測 (ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。 (現状をベースラインとする理由も明記)

近年、地球温暖化に伴う気候変動や生物多様性の低下等、自然環境の変化が顕著となる中で、将来にわたり農林漁業の持続的な発展と食料の安定供給を確保していくためには、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図り、その持続性を高めていくことが重要となっている。

このため、農林水産省においては、環境負荷低減と生産力向上の両立を目指す新たな政策 方針である「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定し、その実現に向けた新た な法制度の整備等の措置を講ずることとしている。

この中で、環境負荷低減の取組を地域で効果的かつ効率的に促進するため、都道府県と市町村が共同で特定区域を定めることができることとし、当該区域内において、まとまった規模で環境負荷低減に取り組もうとする者が作成する計画(特定環境負荷低減事業活動実施計画)を都道府県知事が認定し、計画の認定を受けた者がその取組に必要な堆肥舎等の施設整備等を行う場合に、課税の特例や農業改良資金の特例等の支援措置を講じる仕組みを設けることとしている。

事業者が本制度を活用し、認定を受けた計画に従って必要な施設整備等を行う場合において、当該行為に関して他法令による規制が設けられている際は、当該法令に基づき必要な行政手続を別途行う必要があり、事業者にとっては複数の行政手続を行う事務負担が生じることから、本制度による環境負荷低減の取組の促進が円滑に進まない状況が想定される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との 比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯 (効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討し た結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題及びその発生原因】

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下「酪農振興法」という。)に定める集約酪農地域で草地の形質変更を伴う施設整備等の行為を行う場合、同法第9条に基づき、当該行為の着手日の1か月前までに都道府県知事に届出を行う必要がある。

他方、本法案の特定環境負荷低減事業活動実施計画では、施設整備等を行う場合、具体的な実施箇所や面積等を記載させることとしており、酪農振興法の届出に必要な内容(当該行為に係る草地の所在地、面積等)が含まれることから、内容が重複する二重の手続が発生し、事業者の負担となることが想定される。

#### 【規制以外の政策手段】

法律に基づく手続の重複を解消するものであり、他の手段では解決できない。

#### 【規制の緩和の内容】

集約酪農地域内の草地の形質変更を伴う内容が記載された計画が都道府県知事の認定を 受けた場合に、当該認定手続と酪農振興法の届出手続の重複を解消する観点から、酪農振興 法第9条の規定を適用しないこととし、届出を不要とする特例を設ける。

## 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

酪農振興法の届出手続を省略し、本法案の計画申請手続との重複を解消するものであり、 この措置によって追加の法令等の遵守を求めるものではないことから、追加の遵守費用は発 生しない。 ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に 留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、 緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを 行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費 用」として記載することが求められる。

酪農振興法の手続を省略し、本法案の計画申請手続との重複を解消するものである。これに対し、行政上求められる対応は通常の酪農振興法の届出に対する対応と同様であることから、この措置による追加的な行政上の費用は発生しない。

### 3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

特例環境負荷低減事業活動に取り組もうとする者が、都道府県知事から計画認定を受けることで、酪農振興法に基づく届出を行うことなく草地の形質変更行為を伴う施設整備等を行うことができることから、届出に係る行政手続の負担軽減効果が期待される。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

特例が適用されるのは、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請のうち集約酪農地域内において草地の形質変更を伴う場合に限られることから、その適用見込み件数を把握するのは困難であるが、本特例が適用される場合には、本来必要となる酪農振興法の届出に要する農林漁業者の事務費用が1件当たり約2万円削減される効果が見込まれる。

【酪農振興法に基づく届出に必要な書類の作成・提出に1日(8時間)程度かかると仮定した場合】 家族農業労働1時間当たり農業所得\*2,509円×8時間/1件=約2万円/件 ※出典:平成30年営農類型別経営統計(個別経営・酪農経営・全国) ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

⑥に記載のとおり

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」 の結果を活用して把握する。

特例は、酪農振興法の手続を省略し、本法案の計画申請手続との重複を解消するものであることから、本規制緩和の導入により副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

## 5 費用と効果 (便益) の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証

上記2~4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本法案の計画申請との手続の重複を解消するものであり、酪農振興法の届出に係る事業者の事務費用の削減効果が推定される一方、国民一般や事業者に対して追加的な遵守費用が発生しないこと、行政側においても追加の対応を求めるものではなく、現在の事務の執行体制において対応できるものであること、緩和による副次的影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。

### 6 代替案との比較

① 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点 から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション(度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

酪農振興法に基づく手続と、本法案の計画申請手続との重複を解消するものであり、代替 案はない。

## 7 その他の関連事項

① 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

## 8 事後評価の実施時期等

① 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。 導入した規制について、費用、効果(便益)及び間接的な影響の面から検証する時期 を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) を 踏まえることとする。

法施行後5年を目途として事後評価を実施する。

③ 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するのか、 その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に 事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

酪農振興法に基づく届出が不要とされた認定特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定件数